a

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_i　1 ≦ i ≦ 15 のとき　3.210

16 ≦ i ≦ 25 のとき　1.996

26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.476

36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.409

46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.307

61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.165

76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.069

91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000

106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.949

121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928

136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894

151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844

181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.807

211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.780

241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.759

271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.742

301 ≦ i のとき　0.691

［略］

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.030、2 級地の市町村にあつては 0.026、3 級地の市町村にあつては 0.026、4 級地の市町村にあつては 0.020、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.097 ＋ 0.903 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

a

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_i　1 ≦ i ≦ 15 のとき　3.217

16 ≦ i ≦ 25 のとき　1.999

26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.477

36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.410

46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.308

61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.165

76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.069

91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000

106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.949

121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.927

136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894

151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844

181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.807

211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.780

241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.759

271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.742

301 ≦ i のとき　0.690

［同左］

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.051、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.036、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.033、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.022、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.015、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.989、その他地域の市町村にあつては 0.978 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.030、2 級地の市町村にあつては 0.027、3 級地の市町村にあつては 0.026、4 級地の市町村にあつては 0.020、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.094 ＋ 0.906 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式